

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月29日

宮城県知事 浅野 史郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂村田店

柴田郡村田町大字村田字反町94-1 外

二 市町村の意見

- 1 駐車需要の充足等交通及び歩行者の通行の利便性の確保について、進入路は交差点付近にあり、朝夕の自動車通行量が多い上に、小・中学生の通学路にもなっていることから、交通事故防止の為、関係各所と十分協議の上、万全を期されたい。
- 2 防犯上における安全対策について、十分な措置をとるよう努められたい。
- 3 騒音については、騒音予測結果において基準内となっているが、必要に応じて適切な騒音対策を講じられたい。
- 4 悪臭については、発生源のおそれのある生鮮食品を扱わないため、生ゴミはほとんど出ないと思われるが、密閉容器等に入れて悪臭防止に努められたい。
- 5 廃棄物処理については、許可業者により適正に処理されたい。ゴミの減量化・リサイクルを促進し、過剰包装の自粛等に努められたい。
- 6 村田町環境美化の促進に関する条例を遵守し、事業活動に伴って生ずるゴミを適正に処理し、事業所、その周辺、その他事業活動を行う地域における清掃活動に努めるとともに、被用者（従業員）への啓発等に努められたい。
- 7 消防防災対策について、消火栓については公道付近に設置し、周辺との協力体制を取り、また万が一の場合に備え消防ポンプ車等の進入経路を確保されたい。
- 8 農業用施設について、計画地中央に農業用用水路が流れていることから、その目的を妨げないようにするとともに、維持管理に配慮されたい。また、計画地西側が農道と接していることから、大型農業用機械の進入を妨げないように配慮されたい。
- 9 青少年の健全育成について、店内外における青少年に対する指導・監視の徹底を図られたい。
- 10 町並みについて、本町は「蔵の町」としてイメージアップを図っていることから、建造物は「蔵の町」のイメージアップに資するよう配慮されたい。

三 地域住民等の意見の概要

なし

四 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、宮城県大河原地方県政情報コーナー及び村田町役場

五 縦覧期間

平成17年7月29日から平成17年8月29日まで（ただし、閉庁日を除く。）